

平成29年度いじめの問題に関する指導者養成研修

実施要項

1 目的

教員は、児童生徒の命を奪うことにもなるいじめの問題と向き合い、その未然防止及び早期発見と指導に努め、問題の根絶を目指さなければならない。

本研修においては、法律及び国の基本方針への理解を深め、特にネットいじめへの対応や保護者との連携の在り方等について学び合うことを通して、組織を育てマネジメントを行う力を身につけた指導者の養成を図る。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構

3 共催 文部科学省

4 開催地・期間等

開催地	開催期間	会場	対象	ユニット数(人数)
【中央指導者研修】 つくば市	平成29年5月 8日(月) ～5月12日(金)5日間	(独)教職員支援機構 つくば本部 (〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地)	全ての 都道府県	6ユニット (120人)
宮城県 仙台市	平成29年5月16日(火) ～5月19日(金)4日間	仙台市内 (会場については受講者決定通知 の際に詳細をお伝えする予定です)	全ての 都道府県	4ユニット (80人)
大阪府 大阪市	平成29年5月23日(火) ～5月26日(金)4日間	大阪市内 (会場については受講者決定通知 の際に詳細をお伝えする予定です)	全ての 都道府県	4ユニット (80人)
福岡県 福岡市	平成29年6月 6日(火) ～6月 9日(金)4日間	福岡市内 (会場については受講者決定通知 の際に詳細をお伝えする予定です)	全ての 都道府県	4ユニット (80人)

5 受講者

(1) 受講資格

- ①都道府県・指定都市・中核市教育委員会や教育センター等でいじめの問題を担当する指導主事及びこれに準じる者
- ②小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭であって、各地域において本研修の内容を踏まえた研修の企画・運営又は講師等としての活動を行う(予定を含む)者
- ③当機構の修了証書をもって単位認定を行う(予定を含む)教職大学院の学生

※女性教職員の更なる活躍が期待されることから、当機構としては、女性教職員の受講者の一層の増加を目指している。

(2) 推薦人数

各都道府県(中核市分を含む)においては7名程度、各指定都市においては2名程度とする。
なお、4会場とも全ての都道府県を対象とする。

(3) 推薦手続

各都道府県・指定都市教育委員会において、「研修情報登録システム」により、平成29年4月6日(木)までに推薦を行う。

(4) 受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会からの推薦に基づき、独立行政法人教職員支援機構が決定し通知する。

なお、受講者は原則として推薦のあったとおり決定するが、各会場の収容人数及び推薦状況に

よっては独立行政法人教職員支援機構において調整を行う場合がある。

6 研修内容

「日程表」のとおりとする。演習や協議については、20名の単位（ユニット）を基本として取り組む。

※ユニットについて

課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れることで、研修効果を高めることを目的に、全ての受講者が積極的に発言し、思考を深めることができるように、20人程度で構成されるユニットを基本に行う。具体的には、ユニットごとにユニットミーティング、ユニットをさらに細分化したグループでのクロストーク、リフレクション（振り返り）等を行い、アクティブ・ラーニング型研修を充実させる。

7 研修の際に持参する資料について

(1) 受講者は、別紙1「レポートの作成と提出について」に基づき、様式1「レポート」を作成し、事前提出するとともに、研修初日に6部持参する。

(提出期限：つくば会場受講者は5月1日（月）まで、その他各会場受講者は5月9日（火）まで)

(2) 所属校又は域内の学校において、「学校いじめ防止基本方針」を研修初日に各6部持参する。

(教育委員会等勤務の受講者は市町村で策定した「地域いじめ防止基本方針」を6部、策定されていない場合は管内の学校のもの1校分を各6部持参する。)

その際、「学校いじめ防止基本方針」を具体化したプログラムや全体計画等があれば各6部持参すること。

(教育委員会等勤務の受講者は市町村で実施したいじめ防止のための取組等があれば各6部持参すること。)

8 その他

(1) 受講者は、本研修を受講するに当たり、次の資料に目を通しておくことが望ましい。

- ・「平成26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の一部見直しについて」(平成27年8月17日付初児生第26号)
- ・「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」(平成27年8月4日付初児生第20号)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定)
- ・「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日法律第71号)
- ・「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について(平成24年11月27日付文科初第936号)
- ・「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」結果(平成24年11月22日公表 上記通知別添)
- ・生徒指導提要(平成22年4月2日文科科学省取りまとめ)

(2) 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(3) 本研修終了後、受講者アンケート等を行う。翌年度に成果アンケートを行う。

(4) 中央指導者研修(つくば市)は原則として宿泊研修(独立行政法人教職員支援機構宿泊施設利用)とする。他のブロックにおける宿泊等については、受講者各自で手配すること。

平成29年度 いじめの問題に関する指導者養成研修日程(5日間)

【中央指導者研修(つくば)】 5月8日(月)～5月12日(金)

8:30		9:00		9:30		10:00		10:30		12:00 12:15		13:00 13:15		14:30 14:45 15:00		16:15 16:30 17:15	
第1日		受付	オリエンテーション(30分)	休憩10分	開講式(20分)	講義 「いじめの問題に関する現状と取組」(90分)				昼食・休憩(60分)	講義 「いじめの問題の捉え方」(90分)		休憩15分	事例協議 「いじめの問題への取組」(90分)		休憩15分	ユニットミーティング(45分)
第2日	ミーティング(20分)	休憩10分	講義・協議 「いじめの問題への組織的な取組の考え方と実践(1)」(90分)			休憩15分	講義・協議 「いじめの問題への組織的な取組の考え方と実践(2)」(90分)			昼食・休憩(60分)	講義・協議 「いじめの問題への組織的な取組の考え方と実践(3)」(90分)		休憩15分	講義・協議 「いじめの問題への組織的な取組の考え方と実践(4)」(90分)		休憩15分	ユニットミーティング(30分)
第3日	ミーティング(20分)	休憩10分	講義・協議 「法を踏まえたいじめの問題への対応(1)」(90分)			休憩15分	講義・協議 「法を踏まえたいじめの問題への対応(2)」(90分)			昼食・休憩(60分)	講義・協議 「法を踏まえたいじめの問題への対応(3)」(90分)		休憩15分	講義・協議 「法を踏まえたいじめの問題への対応(4)」(90分)		休憩15分	ユニットミーティング(30分)
第4日	ミーティング(20分)	休憩10分	講義・協議 「ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応(1)」(90分)			休憩15分	講義・協議 「ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応(2)」(90分)			昼食・休憩(60分)	講義・協議 「いじめの問題に関する保護者との連携、信頼関係構築の在り方(1)」(90分)		休憩15分	講義・協議 「いじめの問題に関する保護者との連携、信頼関係構築の在り方(2)」(90分)		休憩15分	ユニットミーティング(30分)
第5日	ミーティング(20分)	休憩10分	講義・協議 「いじめの問題に関するマネジメントの推進(1)」(90分)			休憩15分	講義・協議 「いじめの問題に関するマネジメントの推進(2)」(90分)			昼食・休憩(60分)	講義・協議 「いじめの問題に関する研修の企画・運営・評価」(90分)		休憩15分	閉講式(20分)			

平成29年度 いじめの問題に関する指導者養成研修日程(4日間)

【仙台】5月16日(火)～5月19日(金) 【大阪】5月23日(火)～5月26日(金)

【福岡】6月 6日(火)～6月 9日(金)

	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	12:00	13:00	14:30	14:45	15:00	16:15	16:30	17:00	
第1日		受付	オリエンテーション(30分)	休憩10分	開講式(20分)	講義 「いじめの問題に関する現状と取組」 (90分)	昼食・休憩(60分)	講義 「いじめの問題の捉え方」 (90分)	休憩15分	事例協議 「いじめの問題への取組」 (90分)	休憩15分	ミーティング(30分)			
第2日	受付	講義・協議 「いじめの問題への組織的な取組の考え方と実践(1)」 ～未然防止から重大事態まで～ (90分)			休憩15分	講義・協議 「いじめの問題への組織的な取組の考え方と実践(2)」 ～未然防止から重大事態まで～ (90分)		昼食・休憩(60分)	講義・協議 「いじめの問題への組織的な取組の考え方と実践(3)」 ～ネットいじめの指導と対応～ (90分)		休憩15分	講義・協議 「いじめの問題への組織的な取組の考え方と実践(4)」 ～ネットいじめの指導と対応～ (90分)		休憩10分	ミーティング(20分)
第3日	受付	講義・協議 「法を踏まえたいじめの問題への対応(1)」 (90分)			休憩15分	講義・協議 「法を踏まえたいじめの問題への対応(2)」 (90分)		昼食・休憩(60分)	講義・協議 「いじめの問題に関する保護者との連携、信頼関係構築の在り方(1)」 (90分)		休憩15分	講義・協議 「いじめの問題に関する保護者との連携、信頼関係構築の在り方(2)」 (90分)		休憩10分	ミーティング(20分)
第4日	受付	講義・協議 「いじめの問題に関するマネジメントの推進(1)」 (90分)			休憩15分	講義・協議 「いじめの問題に関するマネジメントの推進(2)」 (90分)		昼食・休憩(60分)	講義・協議 「いじめの問題に関する研修の企画・運営・評価」 (90分)		休憩15分	閉講式(20分)			

レポートの作成と提出について

平成29年度いじめの問題に関する指導者養成研修においては、研修を一層充実させるため、レポートを用いた協議を実施します。

つきましては、下記のとおり、レポートの作成と提出をお願いします。

1 レポートの内容

いじめの問題に関して、教諭、管理職、指導主事等の立場で、「対応に苦慮した（している）事例」について作成する。

2 レポートの作成・提出

(1) 形式（様式1）

A4サイズ縦置き・横書き、行数・字数は自由

(2) ページ数

A4サイズで1ページ以内

(3) 提出期日等

- ① つくば会場受講者は5月1日（月）までに、その他の会場受講者は5月9日（火）までに提出すること。

提出方法については、受講者決定通知とともに、別途連絡する。

- ② 研修初日には6部印刷して持参すること。

3 留意事項

- (1) 受講番号枠・研修名・所属名（教育委員会名・学校名等）・氏名を明記すること。（様式1参照）
- (2) 児童生徒及び保護者等のプライバシーには十分配慮し、個人が特定できないようにする。
- (3) 本研修以外での本レポートの活用においては、十分に留意する。なお、事例協議終了後、回収することも可とする。